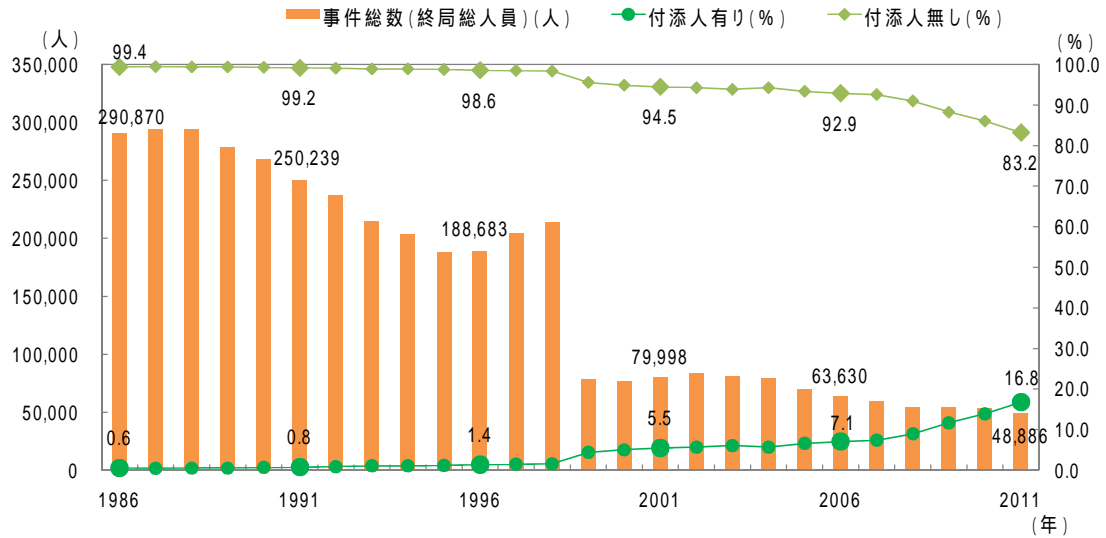


1 少年保護事件(家庭裁判所)の事件数と付添人の有無の割合

付添人が選任された件数は2000年以降増加傾向にあるが、全体から見るとまだ低い割合にとどまっている。



- 【注】1. 数値は、『司法統計年報(少年編)』「一般保護事件の終局総人員 - 付添人の種類別終局決定別 - 全家庭裁判所」によるもの。
 2. 1999年からの事件総数は、簡易送致事件・車両運転による業務上(重)過失致死傷事件・移送・回付事件・併合審理され既済事件として集計しないもの(従たる事件)(2002年からは、危険運転致死傷事件も含む)を除いたものである。
 3. 付添人は、弁護士以外でもなることが可能である。上記の「付添人有り」「付添人無し」は、弁護士以外の付添人を含めた数値である。